

大和市連携型チャレンジ事業費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、地域商業を個性化することでその活性化を図るため、地域のモデルとなる事業者等が連携し経営資源を共有することにより実施する、個性的な商品及び地域密着型の新規サービスの開発に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）第12条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において「事業者等」とは、大和市内に店舗を有し、事業を営む者2名以上を構成員とする組織及びグループをいう。

(事業者等の代表者の責務)

**第3条** 事業者等の代表者は、規則及びこの要綱に定めるところに従って適正に補助金の交付申請を行い、補助事業の実施を管理し誠実に遂行しなければならない。

(補助金の交付対象)

**第4条** 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者等の創意工夫により、地域商業の個性化を図るための地域独自の新商品開発を行うための事業
- (2) 事業者等が地域の課題に対応した地域密着型の新規サービス事業の開発を行うための事業  
(一時的な催事は除く。)

2 前項に掲げる補助事業のうち、第1号から第4号までに掲げる基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内において補助する。

- (1) 個性的であり、地域商業のPR効果が高いこと。
- (2) 地域への貢献性が高いこと。
- (3) 事業計画の熟度が高く、事業実施が確実に見込めること。
- (4) 他地域における応用性が高く、本市商業への波及効果が見込まれること。

3 同一の補助申請団体で、かつ、同一事業で過去にこの補助を受けている団体は、補助金の交付対象としない。

(補助対象経費)

**第5条** 補助の対象となる経費は、次に掲げるもののうち、市長が必要かつ適当と認めた経費とする。

- (1) 講師等外部専門家の謝金
- (2) 会議費（外部専門家が参加している場合に限る。）、会場借上料（外部専門家が参加している場合に限る。）、資料作成・購入費、通信・運搬費及び広報宣伝費
- (3) 消耗品費（原材料費含む。）、借損料及び委託料
- (4) その他市長が特に必要と認める経費  
(補助金の額)

**第6条** 補助額は1件につき、150,000円を上限とし、これに事業費が満たない場合にあっては、実費とする（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）。

(補助金の交付申請)

**第7条** 補助金の交付を受けようとする事業者等は、規則第4条に規定する書類に添えて、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者等の定款、規約等組織の概要を示す書類（定款、規約以外の場合にあっては、構成員全員が記名押印したもの）
- (2) 事業者等の名簿
- (3) 事業者等の代表者選任届
- (4) 全体計画書（事業の目的及び必要性、事業の内容及びスケジュール、期待される効果並びに実施体制を記載したもの）
- (5) その他市長が必要と認める書類  
(実績報告)

**第8条** 補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了した場合、規則第10条に規定する書類に、次に掲げる書類を添えて補助事業の完了した日から20日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の成果物（写真又は成果報告書類等補助事業の実施成果が分かるもの）
- (2) 事業費の領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(補助事業に対する指導)

**第9条** 市長は、必要に応じて当該補助事業について、指導することができる。

(その他)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。